誓約書兼同意書

地方就職支援金の支給を申請するに当たり、次のとおり誓約し、及び同意します。

1 誓約事項

- (1) 地方就職支援金の支給を受けるために提出した書類の内容は、全て事実と相違ありません。
- (2) 徳島市地方就職支援金支給事業実施要綱第7条に定められた報告を遅滞なく行います。
- (3) 徳島市地方就職支援金支給事業に関する報告及び立入調査について、徳島県及び徳島市から求められた場合には、それに応じます。
- (4) 次の場合には、地方就職支援金の全額又は半額を返還します。
 - ・虚偽の申請その他の不正な行為等が明らかになった場合
 - ・転入日から3年未満に徳島市から転出した場合
 - ・地方就職支援金の申請日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす職への 就業を行わなかった場合
 - ・地方就職支援金の申請日から1年以内に徳島市に転入しなかった場合
 - ・地方就職支援金の要件を満たす職を就業から1年以内に退職した場合(ただし、 退職から3か月以内に徳島県内の要件を満たす別の企業に就業する場合を除 く)

・徳島市地方就職支援金支給事業実施要綱第7条に規定する書類を提出しない場合 合又は提出した書類に虚偽の内容が含まれていたことが明らかになった場合

・前記(3)の徳島市から求められた報告又は立入調査に応じない場合

・転入日から3年以上5年以内に徳島市から転出した場合

半額

全額

※ただし、次の場合は、この限りではない。

- 雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして徳島県及び徳島市が認めた場合
- ・一時的な勤務、転勤、出向、研修等で他の市区町村へ転出することの証明書を提出している場合
- (5) 申請者及び申請者の同一世帯員は、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではありません。

2 同意事項

- (1) 徳島県及び徳島市は、本事業の実施に際して得た個人情報について、徳島県及び徳島市が 定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。
- (2) 徳島県及び徳島市は、本事業の適正な実施に必要な事項について、申請者等の住民基本台帳の確認及び就業先等への照会を行う場合があります。また、本事業の実施に際して得た個人情報について、都道府県において実施する地方就職学生支援事業の円滑な実施や、当該事業の国や徳島県への報告等のため、国、他の自治体等に提供し、又は確認する場合があります。
- (3) 徳島市は、必要があると認めたときは、申請者と申請者の同一世帯員が暴力団等でないこと等を確認するため、当該個人情報を警察等に提供し、照会します。

年 月 日

徳島市長 殿

申請者 住所

氏名